

第4回清川流域協議会の要旨

日時 平成16年10月20日 14:00～16:30

場所 長野県飯山庁舎 3階大会議室

議事内容

(1) 清川上流流域対策について

第2回流域協議会で、事務局より提案された河川改修原案について、治水対策は上流域も含めた流域全体で審議すべきであり現地を把握しなくなるとはならないとの意見により、第3回協議会では現地視察を行い、今回協議会では現地視察を補足するため、北信地方事務所、飯山建設事務所より、清川流域内の法指定箇所、これまでに実施された対策工事等について説明がありました。

(2) 利水対策について

飯山市の流雪溝整備計画について、新たな取水によらず既存水の活用や反復利用により運営する旨が説明されました。

出された意見など

(1) 上流流域対策について

- ・治山事業については、地元と十分調整のうえ実施してほしい。
- ・上流には急な支流も多く流速も速い。流出してくる立木で橋が閉塞する恐れもある。上流を押さえないで下流の安全は図られない。
- ・上流域の地質状況は悪い。関係部局が一体で流域対策を行うことが必要。
- ・概成している地すべりも、現況の安全度やパトロール体制等を下流住民に周知してもらいたい。
- ・概成地すべりの継続観測をしてもらいたい。また、施設の機能維持も必要である
- ・上流の何も指定のかかっていない範囲については、一級河川の範囲を延伸してもらいたい。

(2) 利水について

- ・飯山市説明の、既存水を活用・反復利用し、新たな取水を行わない計画については

特に意見なし。

- ・ 十分な取水量を確保するためにも、森林等の河川環境の維持・増進を図ることが必要。
- ・ 取水施設の機能管理について地元、行政で十分調整してもらいたい。
- ・ 清川の水を有効に利用できるよう流雪溝の整備もあわせて進めてほしい。

今後のスケジュールについて

次回の協議会は、長野県治水・利水対策推進本部へ行う提言について行うこととなりました。